

最高裁人能第535号

(人い-12)

平成29年7月3日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

裁判所職員の旧姓使用について（通達）

裁判所職員（以下「職員」という。）が、戸籍上の氏（以下「戸籍姓」という。）を改めた後も、改姓前の戸籍姓（以下「旧姓」という。）を使用することについて、下記のとおり定めましたから、これによってください。

記

1 対象

旧姓使用の対象は、別紙に掲げる文書等（給与の支給及び共済組合の事務に関する文書を除く。以下「対象文書等」という。）とする。

2 申出手続等

(1) 職員が対象文書等に旧姓を使用しようとする場合には、あらかじめ別紙様式

第1により作成した旧姓使用申出書（以下「申出書」という。）を当該職員が所属する裁判所の長（最高裁判所に勤務する職員については、別に定める者、簡易裁判所又は検察審査会に勤務する職員については、その所在地を管轄する地方裁判所の長。以下「所属庁の長」という。）に提出して申し出る。

- (2) 申出書には、戸籍姓及び使用する旧姓を証する書面（以下「証明資料」という。）を添付しなければならない。ただし、改姓前に申出をする場合、戸籍の作成に一定の時間を要する場合その他の申出時に証明資料を提出できない相当の理由がある場合には、後日これを提出することができる。
- (3) 所属庁の長は、(2)の定めにかかわらず、人事記録等により当該申出を行った職員の戸籍姓及び使用する旧姓を確認できるときは、証明資料の提出を省略させることができる。
- (4) 所属庁の長は、(1)の定めによる申出を受けたときは、証明資料又は人事記録等により、当該申出を行った職員の戸籍姓及び使用する旧姓を確認し、当該職員に対し、別紙様式第2により作成した旧姓使用通知書（以下「通知書」という。）により旧姓使用を開始する旨を通知する。ただし、(2)ただし書に定める場合には、所属庁の長は、当該職員に対し、通知書により旧姓使用を開始する旨を通知し、その後に提出された証明資料により戸籍姓及び使用する旧姓を確認する。
- (5) 旧姓は、通知書に記載された使用開始日から使用する。
- (6) 旧姓を使用する職員は、対象文書等の全てについて、旧姓を使用する。

3 中止手続

職員が旧姓使用を中止しようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3により作成した旧姓使用中止届（以下「中止届」という。）により、所属庁の長に届け出るものとし、中止届に記載された使用中止希望日から旧姓を使用しない。

4 所属庁の長の管理

所属庁の長は、対象文書等に表れた者、対象文書等の作成者等が職員本人とそ

れぞれ同一であることを明確にするため、最高裁判所事務総局人事局長が定める方法により、旧姓を使用する職員の戸籍姓及び使用する旧姓を管理する。

5 その他

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は、最高裁判所事務総局人事局長が定める。

付 記

- 1 この通達は、平成29年9月1日から実施する。
- 2 この通達の実施前に行われた旧姓使用の申出又は旧姓使用を開始する旨の通知は、当該戸籍姓及び使用する旧姓が証明資料又は人事記録等で確認されたものに限る。この通達の記2の定めにより行われた申出又は通知とみなす。

(別紙)

- 1 職場における呼称
- 2 職員の配置に関する文書
- 3 職員録（各裁判所で作成しているもの）
- 4 原稿執筆
- 5 協議会に関する文書（職員以外の者が参加する協議会に関するものを除く。）
- 6 決裁票，供覧票，回覧票
- 7 司法行政上の連絡文書
- 8 図書の入受及び貸出に関する文書
- 9 職員を対象とする試験及び選考に関する文書
- 10 人事異動通知書（裁判官に関するものを除く。）
- 11 裁判官第二カード，裁判官第三カード
- 12 身上報告書
- 13 辞職願（裁判官の退官願を除く。）
- 14 出勤簿（登庁簿を含む。）
- 15 人事評価に関する文書
- 16 研修及び研究会に関する文書（裁判所以外の機関が実施する研修及び研究会に関するものを除く。）
- 17 外国旅行又は海外渡航の申請，承認及び通知に関する文書
- 18 兼職又は兼業の申請，承認，許可及び通知に関する文書
- 19 勤務時間，休日及び休暇並びにその他の職務専念義務免除の申請，承認及び通知に関する文書
- 20 育児休業，自己啓発等休業及び配偶者同行休業の申請，承認及び通知に関する文書
- 21 表彰に関する文書
- 22 職員に対する注意書

- 2 3 職員に対する分限処分及び懲戒処分に関する文書
- 2 4 旅費支給事務に関する文書
- 2 5 裁判事務の分配，裁判官の配置及び裁判官に差し支えのあるときの代理順序を定めた文書
- 2 6 裁判関係文書
- 2 7 旧姓使用中止届

(別紙様式第1)

年 月 日

旧姓使用申出書

〇〇〇〇裁判所長 殿

所 属

官 職

氏 名

印

下記のとおり旧姓を使用したいので、申し出ます。

記

1 使用する旧姓

(改姓後の戸籍上の氏^{*})

2 改姓年月日

3 改姓事由

4 旧姓の使用開始希望日

(担当者使用欄)

年 月 日 証明資料等により確認済 印

※ 「改姓後の戸籍上の氏」欄には、改姓前に申出をする場合にのみ記載する。

(別紙様式第2)

年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇裁判所長 〇 〇 〇 〇

通 知

〇〇月〇〇日付け旧姓使用申出書に基づき、下記のとおり旧姓使用を開始するので、お知らせします。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 旧姓の使用開始日

(別紙様式第3)

年 月 日

旧姓使用中止届

〇〇〇〇裁判所長 殿

所 属

官 職

氏 名

印

下記のとおり旧姓の使用を中止したいので、届け出ます。

記

- 1 中止する旧姓
- 2 戸籍上の氏
- 3 旧姓の使用中止希望日